

平成10年 [1998年]

2月25日号

No.71

広報お知らせ版

な か さ と

▶編集発行/中里村総務課 〒948-84中里村大字田沢己2198番地 ☎0257(63)9111 ☎0257(63)2044



★**スキー場優待券**★

本券を持参されますと上越国際清津スキー場に限り、次の割引料金をご利用いただけますので、ぜひ、お越しください。
(本券1枚で5名様まで可)

1.リフト1日券(1人) 2,000円
2.レンタル靴... 20%OFF
3.駐車場... 無料

【有効期限: '98シーズン中】
発行人/中里村・中里村観光協会
TEL 0257-63-9111 FAX 0257-63-2044

★**スキー場優待券**★

上越国際清津スキー場が今シーズン、特別のリニューアルオープンをいたしました。本券を持参されますと上越国際清津スキー場に限り、次の割引料金をご利用いただけますので、ぜひ、お越しください。
(本券1枚で5名様まで可)

1.リフト1日券(1人) 2,000円
2.レンタル靴... 20%OFF
3.駐車場... 無料

【有効期限: '98シーズン中】
発行人/中里村・中里村観光協会
TEL 0257-63-9111 FAX 0257-63-2044

〒948-84
JOHTU
KOKUSAI
KIYOTSU

ご利用いただきましたか? 「上越国際清津スキー場」優待券

2月10日号の広報なかさとと一緒に村内全世帯に配布いたしました「清津スキー場優待券」はご利用いただきましたか??

まだ、配布して間もないですが2月22日現在の優待券の利用者数は、村内137名・県内50名・県外35名の22名となっています。

優待券を利用いただいた、上山の関益之さんに聞いたところ「ハガキは、これからですが親戚に出すつもりです。大きくなった清津スキー場を大いに自分も利用したり、また、村外の方にアピールしたいと思っています。今回に限らず、行政でのPRも頑張りたい」と話してくれました。

優待券は、今シーズン限りとなっています。スタッフの話では、「積雪の状況によりませんが、3月末頃までは営業できるのでは」ということでしたので、ぜひ、配布した優待券をご利用いただくとともに優待券の2枚はハガキとなっており、切手も貼ってありますので親戚、友人、知人等に差し出していただき、ご利用いただきたいと思います。

平成10年(度)分 所得 税 特別減税が実施されます！ 個人住民税

今回実施される特別減税は、平成10年(度)分所得税及び個人住民税の納税者に対して、その方の年税額から扶養親族等の人数などに応じた一定額を控除するものです。

◎特別減税の額

| | 所得 税 | 個人住民税 | 合 計 |
|------------|---------|--------|---------|
| 納 税 者 | 18,000円 | 8,000円 | 26,000円 |
| 扶養親族等1人につき | 9,000円 | 4,000円 | 13,000円 |

※所得税額(平成10年分)・個人住民税所得割額(平成10年度分)の範囲内で上記の金額を控除します。

◎特別減税の実施時期

| | 所 得 税 | 個 人 住 民 税 |
|--------|--|---|
| 給与所得者 | 平成10年の2月分の源泉徴収税額から控除します。(控除しきれない分は、3月分以降順次控除します。) | 平成10年6月は徴収せず、特別減税後の年税額を7月から翌年5月までの11か月で徴収します。 |
| 年金受給者 | 給与所得者に準じた取り扱いになります。 | 平成10年6月(第1期)分の徴収税額から控除します。 (第1期で控除しきれない分は、第2期以降順次控除します。) |
| 事業所得者等 | 平成10年7月の予定納税額から控除します。(控除しきれない分は、11月分から控除します。)予定納税額のない方は、平成10年分の納税が来年の確定申告の時期になりますので、その際実施されます。 | |

国保から 退職者医療制度 ～職場を退職した人の医療～

★対象となる人

会社などを退職して国保に加入した方で、厚生年金や共済年金を受けている69歳以下の人とその被扶養者は、70歳になって老人保健の適用を受けるまでの間「退職者医療制度」で医療を受けることになります。

国保に加入している人

老人保健の適用を受けていない人

厚生年金や各種共済組合などの被用者年金の老齢(退職)年金を受けている人でその加入期間が20年以上、もしくは40歳以後10年以上ある人

★年金証書を受けたら届け出が必要です。届け出をして下さい。

年金の受給権が発生したら加入します。年金証書を受けたら世帯主は14日以内に国保の窓口へ届け出をして下さい。「国民健康保険退職被保険者証」という保険証が交付されます。

※届け出に必要なもの 年金証書、保険証、印鑑

★お医者さんにかかるとき

窓口で「国民健康保険退職被保険者証」を提示して受診して下さい。一部負担金は次のとおりです。

| | 外 来 | 入 院 |
|------------|-----|-----|
| 退職被保険者(本人) | 2 割 | 2 割 |
| 被 扶 養 者 | 3 割 | 2 割 |

※入院時の食事代、外来の薬剤にかかる一部負担金については、定額の自己負担となります。

★年金証書が届くまでに診療を受けたとき

＝特例療養費の支給＝

退職者医療制度で医療を受ける資格のある人が、年金証書が届いていないためやむを得ず一般の保険証で診療を受けた場合(3割負担)、申請すると退職被保険者の一部負担金(2割負担)との差額が支給されます。特例療養費支給申請書を国保の窓口へ提出して下さい。

3月1日～3月20日
暮らしのカレンダー

| | |
|-------|---|
| 1(日) | ドーム中里ま☆ら○ら投影 ☆ユーモール ㊟11:00～11:40 |
| 2(月) | |
| 3(火) | |
| 4(水) | 補聴器相談(リオン) ☆役場 ㊟13:45～14:00 |
| 5(木) | 献血(全血) ☆総合センター ㊟10:00～12:00・13:00～15:00受付 乳児健診 ☆保健センター ㊟13:00～13:30受付 |
| 6(金) | 妊婦健診、母親学級 上村病院 ㊟13:00～13:30受付 心配ごと相談(樋口虎治郎) ☆ディサービスセンター ㊟13:30～16:00 |
| 7(土) | |
| 8(日) | ドーム中里ま☆ら○ら投影 ☆ユーモール ㊟11:00～11:40 |
| 9(月) | 交通事故移動相談 ☆十日町市役所 ㊟10:00～14:00 補聴器相談(キコエ) ☆役場 ㊟16:00～16:30 |
| 10(火) | 遊びの教室 ☆総合センター ㊟9:30～10:00受付 |
| 11(水) | |
| 12(木) | |
| 13(金) | 心配ごと相談(山田虎一) ☆ディサービスセンター ㊟13:30～16:00 |
| 14(土) | ヴィ・リゾート中里菅原カーニバル'98 ☆清津スキー場 ㊟18:00～(15日まで) |
| 15(日) | ドーム中里ま☆ら○ら投影 ☆ユーモール ㊟11:00～11:40 |
| 16(月) | 申告期限です |
| 17(火) | |
| 18(水) | 補聴器相談(リオン) ☆役場 ㊟13:45～14:00 |
| 19(木) | |
| 20(金) | 心配ごと相談(村山篤徳) ☆ディサービスセンター ㊟13:30～16:00 |

●ところ ●とき

休日救急医

- 3/1 ① 山口医院 ☎55-2003 (十日町市)
- 3/1 ① 上村病院 ☎63-2111 (中里村)
- 3/8 ① 長山医院 ☎66-2877 (津南町)
- 3/8 ① 中条病院 ☎57-3018 (十日町市)
- 3/15 ① 大島医院 ☎52-2957 (十日町市)



交通災害共済制度は、会員が交通事故により死亡したり、ケガをしたときに、見舞金を贈る事業として、県内112市町村が共同で運営している共済制度です。

中里村においては5,848名(加入率88.3%、平成9年度)の方々から加入いただいています。

現在、平成10年度の会員を募集しています。多発する交通事故による被災に備え、ご家族そろってご加入ください。

【加入資格】

中里村に住民登録のある方、または外国人登録のある方ならどなたでも会員になれます。年齢制限はありません。

学生で親元から離れて生活している場合、中里村に住所がなくても加入できます。

【会費】

一人当り 年額500円

【共済期間】

平成10年4月1日から平成11年3月31日までです。

ただし、中途加入の方は、会費を納めた翌日から平成11年3月31日までとなります。

【加入申込】

現在加入募集を行っています。加入を希望する方は、嘱託員、または役場総務課まで申し込みください。

【見舞金】

死亡の場合120万円、その他傷害の程度に応じて2万円から70万円が支給されます。

【見舞金の請求】

道路を運行中の自動車やバイク、自転車などによる人身事故で、7日以上病院等へ通院した場合が対象となります。

なお、見舞金請求の期限は、事故発生の日から1年以内です。未請求の方は忘れずに手続きをしてください。

詳しくは、役場総務課までお問合せください。

